

毎週火、金曜日発行(休刊日) 昭和四年四月十日(第三十三号) 鳥取県公報(号外)第36号

鳥取県公報

目次

- ◇規則 地方機関の長に対する事務委任規則
- ◇訓令 甲類附属機関及び地方機関の長に対する委任事項を廃止する訓令

規則

地方機関の長に対する事務委任規則をここに公布する。

昭和三十九年五月一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

鳥取県規則第三十一号

地方機関の長に対する事務委任規則

次の各号に掲げる事務は、地方機関の長に委任する。
ただし、第四号に掲げる事務については、別表に掲げる

機関の長には委任しない。

- 一 職員に旅行を命ずること。
 - 二 職員の職務に専念する義務を免除すること(職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第二十号)第三条第十号(六日以内の欠勤を除く。)、第十二号、第十三号、第十九号、第二十号、第二十一号、第二十二号、第二十六号及び第二十七号の事由に該当する場合を除く。)
 - 三 職員に時間外勤務、休日勤務、夜間勤務及び宿日直勤務を命ずること。
 - 四 職員の通勤手当に係る確認及び決定を行なうこと。
- 附 則
この規則は、公布の日から施行する。

別表

- 一 北九州事務所
- 二 印刷所
- 三 検定所

- 四 労政事務所
- 五 内職公共職業補導所
- 六 観光会館
- 七 農業改良普及所
- 八 家畜保健衛生所
- 九 蚕業指導所
- 十 水産会館

訓 令

甲類附属機関及び地方機関の長に対する委任事項を廃止する訓令を次のとおり定める。

昭和三十九年五月一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長・中 井 猛 夏

鳥取県訓令第八号

甲類附属機関及び地方機関の長に対する

委任事項を廃止する訓令

甲類附属機関及び地方機関の長に対する委任事項(昭

和二十八年五月鳥取県訓令第十号)は、廃止する。
附 則
この訓令は、公布の日から施行する。

昭和四年四月十五日第三

発行日 火、金

鳥 取 県 鳥 取 市 東 町 一 丁 目
鳥 取 県 鳥 取 市 粟 谷 町
鳥 取 県 鳥 取 市 印 田 町

〔定価〕一部月極二五〇円(郵送料共) 所 県